

## 債権放棄の報告について

鹿沼市債権管理条例（平成23年鹿沼市条例第24号。以下「条例」という。）  
第11条第1項第1号及び第3号の規定により、市の債権について次のとおり放棄  
したので、同条第2項の規定により報告する。

令和5年5月24日提出

鹿沼市長 佐藤 信

債権の名称	放棄した時期	放棄した 債権の件数	放棄した 債権の金額	放棄した理由
市営住宅使用料	令和5年3月31日	119件 (債務者 2人)	1,389,000円	破産による免責 (条例第11条第 1項第1号)及び 消滅時効の完成 (同項第3号)
水道料金	令和5年3月31日	502件 (債務者 180人)	1,296,062円	消滅時効の完成 (条例第11条第 1項第3号)

